



2020年12月16日

各 位

会社名 株式会社プロスペクト
代表者名 代表取締役社長 泉 信彦
(コード：3528 東証第2部)
問合せ先 総務部長 竹谷 治郎
(TEL：03-3470-8411)

第3回新株予約権の行使期間の延長、並びに発行価額、発行条件、 資金使途及び支出時期の変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社が2015年12月21日発行いたしました当社第3回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の行使期間の延長、並びに発行価額、発行条件、資金使途及び支出時期の変更を承認する旨の決議を行いましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の行使期間の延長の理由

当社は、本新株予約権を2015年12月21日に発行いたしましたが、市場環境や当社業績等の影響を受け、2018年5月以降当社株価が行使価額の49.2円を下回って推移していることから、本日時点において新株予約権988個（発行時は1,440個）が未行使の状況であります。

また、現在、当社は当初の資金使途のとおり事業推進のための資金を継続して必要としており、太陽光発電事業における事業資金並びにM&Aによる事業ポートフォリオの拡大等に充当することを予定しております。本新株予約権の行使期限が2020年12月20日に到来するに際し、これら資金の調達を銀行借入等の他の手段と比較しても調達コスト等において有利な条件であり、新たに新株予約権を現在の株価水準に基づく行使価格により発行するよりも、本新株予約権の行使期間を延長するほうが当社の事業・財務戦略上最善であると同時に、経営の結果にコミットする意思表示であると判断し、今般、新株予約権者との間で協議した結果、合意に達したものであります。

2. 本新株予約権の概要等

(1) 新株予約権の概要

(1) 割当日	2015年12月21日
(2) 新株予約権の総数	1,440個（1個につき発行時100,000株）
(3) 発行価額	1個につき200,000円（1株につき2円）

(4) 当該発行による潜在株式数	当社普通株式144,000,000株
(5) 行使価格	49.2円（発行時54円）
(6) 未行使の新株予約権の数	988個（1個につき109,756株。108,438,928株）

(2) 本新株予約権の保有状況及び現在の保有者

- 2015年12月21日 プロスペクト・ジャパン・ファンド・リミテッド（以下、「TPJF」という。）に1,440個割当
- 2016年3月31日 90個が行使済み
- 2017年7月28日 当社がTPJFの全株式を取得し、子会社化
新株予約権の行使価額を54円から49.2円に調整（注1）
新株予約権数を1個につき100,000株から109,756株に調整（注1）
- 2017年11月20日 TPJFがArrowsmith Fund, Ltd（以下、「Arrowsmith」という。）に235個を売却
- 2018年1月12日 TPJFがArrowsmithに77個を売却
- 2018年4月13日 TPJFがArrowsmithに325個を売却
（3回合計637個を売却。うち362個が行使済み。残り275個は現在も保有。）
- 2019年9月25日 TPJFがプロスペクト・アセット・マネジメント・インク（以下、「PAMI」という。）に713個を譲渡
- 2020年8月12日 PAMIがNLHD株式会社（以下、「NLHD」という。）に650個、
伸和工業株式会社に63個を売却
- 2020年12月15日 NLHDが泉 信彦氏に325個を売却

(注1) 新株予約権の行使価額の調整について

2017年5月31日付『The Prospect Japan Fund Limited を完全子会社するための友好的な買収手続き開始の合意および定時株主総会の付議議案に関するお知らせ』及び、同年6月1日付『募集株式の募集事項に関するお知らせ』にて公表しました当社による新株式の発行に伴い、当社が発行する全ての新株予約権の行使価額が調整されております。

第3回新株予約権については、第4回新株予約権の発行（2016年1月6日）による調整額が1円未満であり、価額調整が次回まで繰り越されていたことから、かかる繰り越された調整額（▲0.2円）が加味されています。

本日現在の保有者

新株予約権者	所有個数	発行株式数（株）	払込金額（円）
Arrowsmith Fund, Ltd	275	30,182,900	1,484,998,680
NLHD株式会社	325	35,670,700	1,754,998,440
伸和工業株式会社	63	6,914,628	340,199,697
泉 信彦氏	325	35,670,700	1,754,998,440
合計	988	108,438,928	5,335,195,257

(3) 行使済みの本新株予約権

行使日	行使個数	発行株式数 (株)	行使価額 (円)	払込金額 (円)
2016年3月31日	90	9,000,000	54.0	486,000,000
2017年12月5日	15	1,646,340	49.2	80,999,928
2017年12月15日	30	3,292,680	49.2	161,999,856
2017年12月20日	40	4,390,240	49.2	215,999,808
2018年1月18日	45	4,939,020	49.2	242,999,784
2018年1月29日	50	5,487,800	49.2	269,999,760
2018年2月21日	32	3,512,192	49.2	172,799,846
2018年3月16日	49	5,378,044	49.2	264,599,765
2018年4月6日	51	5,597,556	49.2	275,399,755
2018年5月23日	25	2,743,900	49.2	134,999,880
2018年5月30日	25	2,743,900	49.2	134,999,880
合計	452	48,731,672	—	2,440,798,262

(4) 本新株予約権の資金使途及び支出時期の変更内容並びに変更理由

ア. 変更内容

調達する資金の具体的な使途 (当初)

	調達する資金の具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
①	太陽光発電事業に対する投資及び事業資金	4,000 百万円	2016年1月～ 2020年3月
②	企業買収、業務提携その他の M&A に関する調査費用	288 百万円	2016年1月～ 2018年1月
③	企業買収、業務提携その他の M&A 資金	3,731 百万円	2016年1月～ 2018年1月

調達した資金の具体的な使途 (結果)

	調達した資金の具体的な使途	支出額	支出時期
①	太陽光発電事業に対する投資及び事業資金	1,680 百万円 (注2)	2016年1月～ 2020年3月
②	企業買収、業務提携その他の M&A に関する調査費用	760 百万円	2016年1月～ 2018年1月
③	企業買収、業務提携その他の M&A 資金	—	2016年1月～ 2018年1月

(注2) 事業の推進に際し、調達不足額については銀行借入など他の調達資金を充当しました。

太陽光発電事業については、成田神崎プロジェクトの取得・開発資金をはじめ、合計11プロジェクトの事業資金等に充当しました。M&A案件については、2017年7月にTPJFの子会社化をいたし

ましたが、調査費用には760百万円を充当したものの、子会社化にあたり、当社が新規発行した普通株式を対価とする公開買付けによる手法を採用したため、M&A資金には充当しませんでした。

最終行使時期の2018年5月以後は、当社株価が行使価額を下回り、行使が促進されなかったため、資金使途のうち、特に太陽光発電事業に対する投資については手元資金又は借入により賄ってまいりました。今後も、当社グループは太陽光発電事業に対する事業資金やM&A資金を必要としていることから、行使期間を延長し、以下の資金に充当する予定です。

なお、必要な資金を必要な時期に調達できない場合には、銀行借入など他の調達方法を検討模索し、事業の推進を行う予定です。

調達する資金の具体的な使途（変更後）

	調達する資金の具体的な使途	支出予定額	支出予定時期
①	太陽光発電事業に対する投資及び事業資金	2,000百万円	2021年1月～ 2022年12月
②	企業買収、業務提携その他のM&Aに関する調査費用	300百万円	2021年1月～ 2022年12月
③	企業買収、業務提携その他のM&A資金	3,000百万円	2021年1月～ 2022年12月

イ. 変更理由

当社グループでは今後も企業価値の拡大を図るほか、安定した配当をはじめ株主還元を継続的に持続していくために、更なる事業ポートフォリオの拡大を必要としております。本日現在、具体的な案件は決まっておりませんが、引続き太陽光発電事業及びM&Aにより事業ポートフォリオの拡大等を目指してまいります。残額の再配分については太陽光発電事業で2,000百万円（支出予定時期内で2プロジェクトを想定）、企業買収、業務提携等のM&A資金に3,000百万円（支出予定時期内に2案件を想定）、その調査費用に300百万円を割り当てることといたしました。

3. 本新株予約権の発行価額の変更について

今回の新株予約権の行使期間を変更するに際し、当社経営者から独立した専門の第三者機関である株式会社Stewart McLaren（本社：東京都港区東麻布一丁目15番6号 代表取締役 小幡 治）に依頼いたしました。

算定機関は、本新株予約権の発行要項及び行使期間の延長、2020年12月4日時点における本新株予約権発行に関する取締役会決議に先立つ当社普通株式の株価（36円）、行使価額（49.2円）、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート Δ 0.1%）、ボラティリティ（76.6%）及び1日当たり平均売買出来高（10%）の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2015年12月21日から2022年12月20日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて、2年間延長された本新株予約権の2020年12月4日時点における公正価値を4,149円（1株当たり0.0378円）と算定いたしました。なお、算定機関は本新株予約権の条件変更に対する算定手法として、過去に遡って条件変更されたとの前提を置いて算定しております。

当社は、当該算定が新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法（モンテカルロ・シミュ

レーション)で算定されており、2020年12月4日時点における公正価値4,149円(1株当たり0.0378円)につき新株予約権者から現実に払込みを受けることから、適正かつ妥当であり有利発行には該当しないこと、また、本新株予約権の期間延長は新株予約権者への利益供与にも該当しないことと判断いたしました。また、当社監査等委員である取締役全員より資金調達の必要性に関する判断は妥当であり、新株予約権者への利益供与に該当するものではない旨の意見を受けております。

なお、新株予約権者からの追加払込みについては、2020年12月20日までの入金を予定しております。

4. 本新株予約権の条件変更の内容

	変更前	変更後
(1) 行使期間	2015年12月21日～ 2020年12月20日	2015年12月21日～ 2022年12月20日
(2) その他の条件	<p>21. 新株予約権の取得</p> <p>(1) 10日以上連続する取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、いずれも当該各取引日において有効な行使価額の200%以上であった場合、当社は、当該10日目の取引日から10営業日以内に新株予約権者に対して通知することにより、当該取引日から20営業日が経過する日をもって、当該時点において残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。</p> <p>(2) 本項に基づき本新株予約権を取得する場合、当社は、本新株予約権者に対して、1個につき、本新株予約権の払込金額に相当する額の金銭を交付する。</p> <p>(3) 本新株予約権の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。</p>	<p>21. 新株予約権の取得</p> <p>(1) 本新株予約権の条件変更後いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」とする。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、取得日に残存する本新株予約権全部を取得することができる。</p> <p>(2) 本新株予約権の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。</p>

5. 今後の見通し

本新株予約権の行使期間の延長による当社業績への影響は、新株予約権の行使状況にもよりますが、当社の業績向上及び企業価値向上に寄与するものと考えております。

また、当社は当期の連結業績予想は開示しておりません。連結業績予想を開示する際には、本件による影響を含めてお知らせいたします。

以上